議案第48号

埼玉東部消防組合の規約変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第2項の規定により、埼玉東 部消防組合規約を別紙のとおり変更することについて議決を求める。

令和4年9月1日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提案理由

埼玉東部消防組合の経費の支弁の方法を変更することに伴い、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

別紙

埼玉東部消防組合規約の一部を変更する規約

埼玉東部消防組合規約 (平成24年指令地政第201号) の一部を次のように変 更する。

別表を次のように改める。

別表(第14条関係)

経費の区分		経費の内容	負担割合		
共通経費		単独経費以外の組合の運営	当該会計年度の直近前3年		
		に係る経費	平均の普通地方交付税に係る		
			消防費基準財政需要額の割合		
			とする。		
単独経費	土地取得	庁舎等消防施設整備のため	所在市町の負担により当該		
		の土地取得に必要な経費	市町が事業執行する。		
	庁舎建設	庁舎等消防施設の建設に必	所在市町の負担により組合		
		要な経費(消防局機能施設を	が事業執行する。		
		除く。)			
	庁舎大規	庁舎等消防施設の大規模改	所在市町の負担により組合		
	模改修 修に必要な経費(消防局		が事業執行する。		
		施設を除く。)			
	防火水槽	防火水槽の改修及び維持管	当該防火水槽が所在する市		
		理等に必要な経費	町の負担により組合が事業執		
			行する。		
	防火クラ	防火クラブ等の運営に必要	当該防火クラブ等が所在す		
	ブ等	な経費	る市町の負担により組合が事		
			業執行する。		
	その他必	その他市町の事情により実	当該市町の負担により組合		
	要な事業	施する事業に必要な経費	が事業執行する。		
	等				

附則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

参考 埼玉東部消防組合規約

改正前	男 係)	負担割合	組合市町の負担をは、広域化後5年度から平成29年度)は、 同近前3年(平成25年度から平成29年度)は、 直近前3年(平成21年度から平成29年度)は、 域) 平均の消防費決算額(消防団度) は、 の「中毒設等等等事情を 地震があった。」を原則として上 回らないものとする。 6年目以降の組合市町の負担金は、 大下を目標に削減を図るものとする。 11年目以降の負担金の第二十計画や は下がのものとする。)を原則として上 以下、消防費の負担金の第二十計画や は、消防力ののとする。)を基本とし、 は、一計を確認を無に、当該事業を に、一計を は、一計を は、一計を は、一計を は、一計を は、一計を は、一計を は、一計を は、一計を は、一計を は、一計を は、一計を は、一計を は、一計を は、一部を は、一計を は、一計を は、一計を は、一計を は、一計を は、一計を は、一計を は、一計を は、一計を は、一計を は、一計を は、一計を は、一に、 が、一は、 は、一に、 は、一に、 は、一に、 が、一に、 は、 は、一に、 は、 は、一に、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は							
		経費の内容	経常的経費					投資的経費		
	別表 (第14条関係)	経費の区分	并 通経費					単独経費		
改正後	別表 (第14条関係)	負担割合	当該会計年度の直近前3 年平均の普通地方交付税に 係る消防費基準財政需要額 の割合とする。	所在市町の負担により当 該市町が事業執行する。	所在市町の負担により組 合が事業執行する。	所在市町の負担により組合が事業執行する。	当該防火水槽が所在する 市町の負担により組合が事 業執行する。	当該防火クラブ等が所在する市町の負担により組合が事業執行する。	当該市町の負担により組合が事業執行する。	
		経費の内容	単独経費以外の組合の運営に係る経費	庁舎等消防施設整備の ための土地取得に必要 な経費	庁舎等消防施設の建設 に必要な経費 (消防局 名機能施設を除く。)	庁舎等消防施設の大規模改修に必要な経費 (消防局機能施設を除く。)	防火水槽の改修及び維持管理等に必要な経費	防火クラブ等の運営に 必要な経費	その他市町の事情により実施する事業に必要? な経費	
		経費の区分	共通経費	単独経費 土地取得	庁舎建設	庁舎大規 模改修	防火水槽	<u>防</u> 大 年 グ	その他必 年な事業	